

福岡市立香椎浜小学校コミュニティルーム利用細則

1 目的

この細則は、福岡市立香椎浜小学校コミュニティルーム運営委員会規約（以下「規約」という）に基づき、福岡市立香椎浜小学校コミュニティルームの利用について定めることを目的とする。

2 利用の原則

- (1) 利用者は、施設が学校教育の場であることに留意し、これを尊重して利用すること。
- (2) 利用者は、公正・平等を旨とし、相互に協調すること。
- (3) 利用にあたっては、より多くの地域の人たちが利用できるように常に配慮すること。

3 利用日時及び場所、利用の制限

利用できる日時及び場所は、次のとおりとする。ただし、学校及び運営委員会等の都合により変更する場合がある。

(1) 利用日時

①利用日 12月29日から1月3日までを除き、原則として毎日

②利用時間 原則として、午前9時～午後9時

トイレ

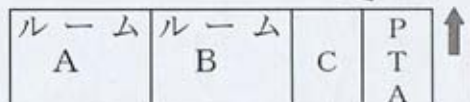
(2) 利用場所

①コミュニティルームA（机椅子等整備）

②コミュニティルームB（机椅子、空調）

③コミュニティルームC（机椅子等整備）

④PTA専用会議室



(3) 利用の制限

- ・④のPTA専用会議室の使用については、PTA関係に限る。

4 利用の申込

コミュニティルームの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）は、福岡市立香椎浜小学校コミュニティルーム運営委員会事務局（以下「事務局」という）事務局員が在籍する福岡市立香椎浜小学校（以下「学校」という）に、利用申込をしなければならない。なお、急ぎの場合は香椎浜公民館（以下「公民館」という）に利用申込をすることもできる。

なお、利用申込を行う者を、コミュニティルームの当該利用に係る利用責任者とみなす。

(1) 校区住民

利用希望日の1ヶ月前から当日まで、学校（急ぎの場合は公民館）を訪問して申し込むことができる。

(2) 学校、公民館、PTA、行政

利用希望日の1年前から当日まで、学校（急ぎの場合は公民館）を訪問または電話で申し込むことができる。

5 利用の受付・調整・許可

(1) 受付

学校（急ぎの場合は公民館）は、利用申込みを受けた時には「利用申込受付簿」に記入する。

(2) 調整

利用希望が重複した場合には、その都度、関係者間での調整を行い、利用予約が確定した時には、学校（急ぎの場合は公民館）は、その旨を利用責任者へ正確に伝える。

6 鍵貸与及び返却、利用報告

- (1) 利用責任者は、学校（急ぎの場合は公民館）から「校舎出入り口警備カ

ード及び鍵（この鍵は、各コミュニティルームの出入り口の鍵としても使う。以下同様）」と「利用状況記録簿」を受け取る。その際、学校（急ぎの場合は公民館）は、「鍵管理・貸出簿」に記入する。

(2) 利用後、利用責任者は、「利用状況記録簿」に必要事項を記入し、「校舎出入り口警備カード及び鍵」と一緒に、学校（急ぎの場合は公民館）へ返却する。

(3) 学校（急ぎの場合は公民館）は、「校舎出入り口警備カード及び鍵」と「利用状況記録簿」を受け取り、「鍵管理・貸出簿」に記入する。

7 実績報告

事務局は、毎月初めに前月分の「利用実績報告書」を作成し、10日までに教育委員会（生涯学習課長あて）へ提出する。

8 利用上の注意

利用者は、利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 出入りにあたっては、学校職員の在校・不在にかかわらず、次の手順で行うこと。

① 校舎内に入る場合は、警備カードで警備を解除する。

② 鍵を使って開ける。（錠前の紛失には注意すること）

③ 利用申込みを行った場所のみを利用する。

④ 利用中の関係者以外の侵入を防ぐため、校舎出入り口内部から鍵をかけたり（外部との連絡はインターホンを使う）、出入り口に担当者を立たせるなどする。

⑤ 利用後は、戸締まりなどを確認した上で、鍵をかけ、警備カードで警備を行う。

(2) 定められた場所以外の場所には出入りしないこと。特に、学校職員が不在の場合は、定められた場所以外の場所に入ると機械警備が発報するので、その場合は、利用責任者が警備会社に連絡をとり、必要な措置を行うこと。（詳細は警備会社の指示を仰ぐこと。総合警備 471-8061）

(3) 利用時間を守ること。

(4) 酒気を帯びて利用しないこと。また、校内では飲酒しないこと。

(5) 喫煙については、施設内全面禁煙であるので遵守すること。

(6) 騒音を発するなどの迷惑行為を行わないこと。

(7) 危険防止、事故防止に努め、特に、児童の安全確保を最優先すること。

(8) 利用中であっても、運営委員会及び学校関係者が入室を望んだ時は、これを拒むことはできない。

(9) 利用目的と無関係の器物等の持ち込みは行わないこと。

(10) 設備、備品等の損傷については、利用者が弁償すること。

(11) 利用終了後は、施設や用具等を現状に復し、清掃を行うとともに、利用中に生じたゴミは持ち帰ること。

(12) 利用終了後は、火の始末や消灯、施錠等を確実にすること。（校舎1階の廊下については、犯罪防止等の理由から夜間も電気をつけています）

(13) 未成年者の利用に際しては、成人の同伴を必要とする。

(14) これらに関する違反行為があった場合、以後の利用を許可しないものとする。

(15) 自動車は校内では必ず徐行運転し、一方通行を心がける。そして、歩行者の通行の妨げにならないように門や校舎出入口付近には駐車しないものとする。また、自転車についても駐輪場に整列した状態で駐輪するものとする。

9 細則の改正

この細則は、運営委員会の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附則 この細則は、平成16年9月1日から適用する。